平成２８年（フ）第９４号
岐阜市茜部野瀬１丁目21番地１　（ＬＩＦＥ　ＳＴＡＧＥ　210号室）、前住所岐阜市柳津町東塚１丁目66番地２
債務者　藤本　直拓
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４５０号
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅５棟102号
債務者　ソリューションコーディネーターM's　ｎｏｔｅこと　村井　博史
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２号
岐阜市五坪２丁目１番４―52号
債務者　松井　幸一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６２号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘３棟703号、住民票上の住所名古屋市中川区長須賀３丁目601番地　伏屋パークハイツ301号
債務者　井森　淳一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９８号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目11番11―２号
債務者　西野斗志夫
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５５４号
札幌市清田区真栄２条２丁目10番18号　ガーデンハイム真栄201号
債務者　村山　恵美（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９９号
札幌市白石区南郷通８丁目南５番１―402号
債務者　栗林　一朗
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０６号
札幌市豊平区平岸３条11丁目２番31号　ヤマゼンコーポＢ―202号
債務者　長谷川宙生
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
福島県耶麻郡猪苗代町字欠上り3647番地　１号棟９号室、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字御三壇4087番地１　ヒカリハイツ205号
債務者　梶内　　清
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福島県耶麻郡猪苗代町字欠上り3647番地　１号棟９号室、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字御三壇4087番地１　ヒカリハイツ205号
債務者　梶内千恵美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０３０号
堺市東区草尾379番地13
債務者　倉地　　香
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目14番４号
債務者　有田　満夫
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
堺市西区浜寺諏訪森町中１丁９番地
債務者　**廣**石　典子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
大阪府藤井寺市北條町９番38号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
堺市堺区宿院町西３丁１番29―804号
債務者　吉田イサ子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
大阪府羽曳野市島泉５丁目22番３―301号
債務者　蒲生惠美子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係